

一九七七年以前出土の木簡(二六)

奈良・平城宮跡

(へいじょうきゅう)

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 第九二次調査 一九七五年(昭50)一月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 鈴木嘉吉
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
調査地は、平城宮第一次大極殿院の西辺にあたり、奈良時代の池の痕跡を留めていると考えられる佐紀池旧南岸の小字「池尻」に位置する。この調査は宮跡整備に伴う浄化槽設置のための事前調査で、調査面積は約二〇〇m²である。調査の結果、奈良時代の池SG八一九〇の南岸、そこに端を發して第一次大極殿院西側を南流する宮基幹排水路の一つである西大溝SD三八二五、及びこれへの水流を調節する堰の施設などを検出した。

木簡は、SG八一九〇南岸の堆積土から三七点(うち削屑六点)、南北溝SD三八二五から一点、計三八点出土した。年紀のあるものには和銅六年(七二三)の荷札木簡(17)があり、里制下の木簡(11)も含まれるが、養老五年(七二二)から神龜三年(七二六)までの木簡(13)もある。

南北溝SD三八二五は、二〇〇〇年に南接する地域で実施した第三一六次調査の成果によると、三時期の変遷がある。SD三八二五Aの時期には池SG八一九〇はなく、谷筋の自然流路であった。その後神龜から天平年間にかけての時期の大極殿院の改作(南面に楼閣を付設)と連動する形でこの地域も大規模な改変を受け、池SG八一九〇が造成され、SD三八二五も嵩上げされる(SD三八二五B)。第九二次調査で池SG八一九〇から出土した木簡は、この池造成時までに投棄されたものとみて年代的にも矛盾はない。平城遷都後この地域では三度めの大規模な整地が行なわれ、SG八一九〇からSD三八二五への排水口は溝幅分東に移され、溝底も再度嵩上げされている(奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇一』)。

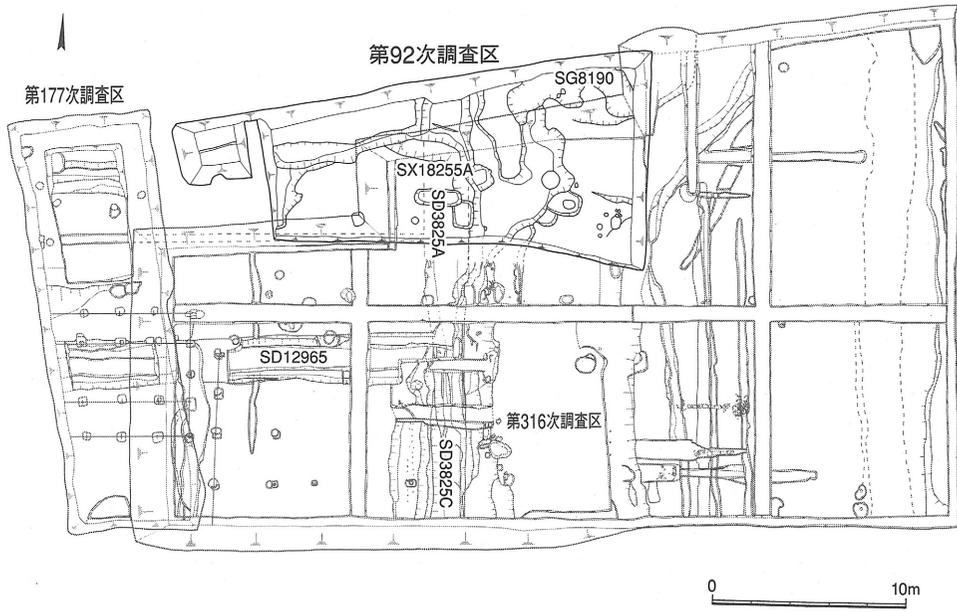
なお、第九二次調査においてSD三八二五から出土した木簡は、

1977年以前出土の木簡

いずれもSD三八二五Aの遺物であるが、第三二六次調査ではSD三八二五Cからも多数の木簡が出土している(本誌第三三号)。
8 木簡の积文・内容

池SG八一九〇

- (1) 「御府謹解」 (92)×(14)×4 081
- (2) 「春日マ麻呂 陽侯黒須 長城マ足浜 尾張安万呂 尾張五百」 184×37×5 011
「右五人晝夜行」
- (3) 「膳部所申年分器」 (375)×(16)×7 081*
〔(晝) 膳〕
- (4) 「御籠薪」 (97)×(16)×3 081
- (5) 進納物 091
- (6) 位上日 091
- (7) 「三重郡黒鯛廿二口」 144×24×5 011*



第92次調査区遺構平面図

- (8) ・「常陸那賀郡大伴マ弟末呂 巳時」
 ・「入」
 183×23×7 011*
- (9) ・九月十四日上野国〔緑野カ〕
 □□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□ (左側面)
 279×(19)×14 081
- (10) 「<越前国安×
 (93)×20×3 039*
- (11) ・「播磨国赤穂郡周勢里」
 ・「春マ古」
 181×21×6 051
- (12) ・「美作国坂合マ大足」
 ・「入」
 187×21×4 011
- (13) ・「藤〔原カ〕郡和」
 ・「
 (64)×23×4 019
- (14) ・「×郷軽マ」
 ・「
 (51)×31×3 019
- (15) 「<葛下十□□
 103×27×5 032

(16) ・□□吾我哉我奴我界
 □□□□□□□□
〔部部カ〕

・□□言言故□□九□□九□□□
 (173)×30×8 019

南北溝SD三八二五A

(17) ・「<越前国登能郡翼倚×
 ・「<庸米六斗 和銅六年
 (103)×23×3 039*

(1)の御府は不詳。御府と自称するのはやや不審ではあるが、天皇
 ないしその近辺を警備する兵衛府、中衛府などならば考えられない
 ことではないかも知れない。(2)など衛府に関わることの明らかな木
 簡があるのが参考になろう。(2)の長は十長、ないし五十長のことか。
 (8)(12)も明記はないが、それぞれの地域出身の兵衛ないし衛士の勤務
 管理に関わる木簡であろう。但し、出身国(郡)まで書く理由は不
 詳。

(3)は官人の自署のある文書木簡を天地逆にして、二次的に転用し
 たものか。一方、膳部所は『延喜式』では齋宮のその存在が知ら
 れる。養老五年(七二二)、齋王井上女王が平城宮内に北池辺新造宮
 を設けて齋宮としてここで潔斎を行っており、あるいはこれと関連
 する可能性がある。(4)もこの膳部所に関係するものか。

(7)は伊勢国三重郡の荷札。但し、同郡からの海産物の荷札の唯一の事例であり、〇一型式であるのもやや特異である。(10)の「安」は足羽郡の表記の一部であろう。但し、「阿須波」の表記の例はあるが、「安…」の表記はこの一点のみしか知られていない。(13)の藤原郡は養老五年に備前国邑久・赤坂二郡の郷を割いて置かれた(『続日本紀』同年四月丙申条。神亀三年に藤野郡と改称された(『同』同年一月己亥条)ので、これ以前のもの。(17)の翼倚(里)は『和名抄』に見える能登国能登郡与木郷にあたる。「レ」は転倒符で、その早い時期の用例の一つである。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』一〇(一九七五年)

(渡辺晃宏)